

第9回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成29年12月6日(水) 午後2時35分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(10名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
		10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	
欠席委員(2名)	9番 山本 壽孝 委員	12番 谷岡 貞幸 委員		
推進委員(8名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第40号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第41号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第42号議案 非農地の現況証明について 第43号議案 農用地利用集積計画の決定について 第44号議案 農業労働賃金等標準額の決定について 第45号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について 第46号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について 第2号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について 第3号 指定公共機関が行う災害復旧に伴う農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	<p>ただ今より、平成 29 年度 第 9 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただいまの出席委員は、9 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので、本総会が成立することをご報告致します。開催にあたりまして、長谷川会長からあいさつを頂きます。</p>
2 議事録署名委員の指名	議長	<p>長谷川会長あいさつ（中略） 《山上真治委員 遅刻着席》</p>
	議長	<p>それでは議事録署名委員の指名をさせて頂くこととなりますが、こちらの方で指名させて頂いてよろしゅうございますか。 《全委員 異議なし》</p> <p>はい。結構ですとご了解頂きましたので、こちらの方から指名させて頂きます。議事録署名委員として 1 番 中村 博委員、そして 2 番 清水武敏委員以上 2 名の方、よろしくお願いを申し上げます。</p>
3 議事 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請について	事務局	<p>続きまして 3 番、議事に入らせて頂きます。議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は 中興寺●●、譲渡人は 中興寺●●、土地の所在 大字 久見——、地目は台帳・現況とも 田、利用状況 田、面積 1,347 ㎡、親子間での贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 57 アールです。</p> <p>申請につきましては、農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。</p> <p>はい、説明が終わりました。それではこの案件につきまして審議を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑のある方、挙手をお願い致します。</p> <p>質疑は無い様でございます。無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 40</p>
	議長	

<p>議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による 許可申請について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>山下和子委員</p>	<p>号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、申請どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、それでは議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、議案第 41 号に参ります。「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は 3-1 から 3-4 頁と別添資料 1</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 上浅津——、現況地目 畑、転用面積は 381 m²、転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、一般個人住宅、建築面積は 62.93 m²です。譲受人 鳥取市青谷町●●と●●、譲渡人 兵庫県神戸市兵庫区●●、売買による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は第 2 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連担する区域に近接する区域内でありまして、許可根拠規定は 集落接続、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 あり です。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅 1 棟、駐車場 3 台、農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済みであります。羽合土地改良区の意見書は添付してあります。それから隣接耕作者はありません。申請者は職場に近い場所での住宅建設を考えていたところ、申請地が条件に合った場所であると云うことから事業を計画したものです。</p> <p>申請地は三方を宅地に囲まれており、雨水は既設水路へ放流するため、農地への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える障害もないことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって本申請は、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。本案件は現地確認を行っております。現地確認を代表いたしまして、山下和子委員、説明をお願い致します。報告をお願い致します。</p> <p>はい。今日 1 時より会長と職務代理、私それから山本正義推進委員とそれから事務局 6 名で現</p>
---	------------------------------------	--

	<p>議長</p> <p>山下和子委員</p>	<p>上がって来ていますが、平成 13 年に相続した土地ですが、それ以前から長期に亘り原野化している状況です。</p> <p>番号 3 申請人 西伯郡大山町●●、土地の所在 大字 上浅津——、地目は台帳 田、現況 宅地、面積は 23 m²、40 年位前から倉庫等の敷地として使用し、現在に至るものであります。</p> <p>別冊資料 1 の方の 4 頁目の左側。ブロック塀が見えるんですけども、ほぼブロック塀あたりが申請地にあたると思えます。</p> <p>番号 4 申請人 原●●、土地の所在 大字 原——、地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は 123 m²、農業用倉庫・車庫建築のため土地を貸出して 40 年以上経過しているものです。以上であります。</p> <p>この議案第 42 号も、現地に出向いて確認を行っております。それでは現地確認を代表いたしまして山下和子委員、説明・報告をお願い致します。</p> <p>すみません、番号 2 です。番号 2 の筒地に行ってみましたが、山の方の所で車の方も入らず歩いて上がって行きました。上がって行った所ですが。上がって行ったら平らな所になっていましたが、本当に 20 年以上前から耕作していない様な場所ですので、これは農地としてはちょっと復元できないかなと思っています。</p> <p>それからもう一つの方の番号 1 の方なんですけれども。これのもうちょっと先の山のみたいで、私も初めて行きました。それで車を降りまして、ピロ畑みたいな細い所を通りまして歩いて行きました。それで、場所的にはですね、下からは行けないと云う事で、山の上の方からそう云う場所を通って。申請地を見まして、これはちょっと何処からどう入って行けて、農地としても行けませんし、イノシシがこの辺出るとかで、イノシシの何とか場所。そう云う様な所で、とてもちょっとそう云う様な所は困難だし、出来ないのではないかと云う様なことでございます。</p> <p>それから 3 番目の川上の方なんですけれども、場所的には道路よりちょっと。場所が道路より低い所にありまして、川上の集落の中ですけれども。機械が入れない場所と云う様な状況でございます。そう云う様な状況ですので、この所は農地としては復旧が出来ないのではないかと云う風に見ました。それから。</p> <p>えっと山下さん、1 番と 2 番にしておいて。皆さん頭が混乱してしまうので。1 番と 2 番、3 番と 4 番とに分けましょう。</p>
	<p>議長</p>	

	<p>山下和子委員</p> <p>議長</p> <p>横川委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>横川委員</p>	<p>1番は筒地の山の中で、両方2件行って参りましたが、さっき言った様に上の方になかなか入れない様な所で、農地として維持できるかと云うのは難しいではないかと思えます。もう一つの方もビワ畑を辿って行った様な所。ここは丁度青谷との境の所で、向うは青谷町という様な所を歩いて行って、現地の方は上の方から下の方を覗いて見た様な感じで。この様な状況ですので、これでは農地としては利用できないではないかと云う様なことで、これはダメではないかと云う様なことでした。</p> <p>はい、ご苦労様でした。とりあえず今申しました様に、今日はちょっと、非農地は申請が多いものですから、半分に分けて行います。1番と2番をまず審議致します。説明と現地報告が終わりましたので、それでは皆さんとこれから質疑を行いたいと云う風に思います。1番と2番に關しましての質疑を行います。それではお願い致します。質疑がある方は挙手をしてください。はい、横川委員どうぞ、発言してください。</p> <p>5番横川です。1番の筒地の所ですけれども、附記のところに、20年以上前に耕作を止め、農地として利用していないとしてあります。この周りには耕作している方はおられますでしょうか？おられないでしょうか？それを教えてください。</p> <p>それでは事務局説明をお願いします。</p> <p>それではまず、議案書の4-1の頁をご覧くださいませでしょうか。こちらは田んぼとして以前は使われていた所なんですけれども、田んぼの並びはすべて耕作してありません。それに隣接するビワ畑の方は、耕作がしてあります。ただしどちらにも、どちらの方側も道路が、横付けできる道はございませんし、そもそも田んぼの耕作をしておられた時の通作道と云うのはですね、田んぼ脇に赤線があります。自動車が通れる様な道でも無いですし、せいぜい管理機にタイヤを取り付けて走れるくらいな状況の場所でしたので、ひょっとしたら20年前耕作していた時代でも、バインダー・田植え機入っていないんじゃないかなと。そう云う風な感じに思われる様な場所でありました。</p> <p>それから4-2の方なんですけれども、こちらもぐるり。一番近くの耕作してある場所は東側に果樹園が見て取れるかと思えます。こちらは先月植林転用の申請があった様な場所でございます。ほぼ隣接する様な耕作地は無いと云う状態であります。</p> <p>分かりました。ありがとうございます。</p>
--	---	---

議長		<p>その他にございますか。無い様でございますね。それでは3番4番に参ります。じゃあ現地報告をお願い致します。</p>
山下和子委員		<p>上浅津、3です。場所的には4-4の公団なんですけど。そこの所の細長い所ですが、ブロック塀がある所でございます。これも倉庫に使ったりして現在に至っている訳ですけども、もう永いことになりますので、これも許可しても良いではないかと思っております。</p> <p>原の分につきましては丁度、原の坂みたいな所です。車庫の所を分筆されて現況地目に合わせると云う様なことでございますので。現状は宅地ですけどもこれを非農地にという事で申請がございましたので、認めても良いではないかという事で見参りました。</p>
議長		<p>それでは説明と報告が終わりました。3番4番に限りまして、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。中村委員どうぞ。</p>
中村委員		<p>認めることは問題ないと思うんですけどもね。特にこうして田舎でも、街中でも発生すると思うんですけども。間にポツンと畑があって、これも20年も30年も作ってないから原野にしたい。草が生えて枝が伸びて、隣に迷惑をかけると云う様な状態というのは、どうなるんですかね？農業委員関わって行くんですかね、あと？</p>
議長 事務局		<p>はい、それでは説明をお願いします。</p> <p>そうですね、中村委員がおっしゃられる様に、時代の流れの中で周りが宅地化して行って。宅地転用と云う事で正式な形で建って行った中に、ポツンと取り残されてしまっると云うのは、現実的にですね、畑として或いは田んぼとしてなり、いずれの形でも維持することが困難な状態になってしまっ、草刈り管理まではずっと続けてきたけれど。と云う事は多分にあると思います。それで、その状況がとりあえず20年以上経過して、農地として活用されていないと云う事であれば、それ以上は農地としての活用は、実際は見込めないと云う様な場所につきましては、非農地として誘導した方が良いのではないかと思います。そこを農地として維持させることの方が、農業委員会としては、指導するというのは非常に困難だと思うんですよ、農地としては。</p>
中村委員		<p>山の中に対しては、比較的ですね、荒れても問題ないかなと思うんですけども。宅地に近い所で雑木が生えて、木が伸びて枝が伸びた時にちゃんと所有者に対して、ちゃんと管理しなさいという話はしないといかんんですかね？</p>
事務局		<p>何れにしましても、農地であろうが非農地であろうが、近隣に迷惑を掛けるような状態にして</p>

	<p>中村委員 議長</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>事務局</p>	<p>はいけませんから。少なくとも農地であれば、農業委員会から指導するという事になりますし、農地ではない場合は、場合によっては町民課の方から地主さんに対して、管理者に対して、迷惑掛かっていますから管理してくださいと云う事で、そう云うアプローチはさせて頂いております。これまでから。少なくとも農地非農地に関わらず、迷惑を掛けないと云う管理は、していただく必要は必ず出て参りますので。とりあえずは、現在は地目が農地の場合は農業委員会で適正管理を指導すると云うのは、そこはどうしてもやらなければならない任務ではありますので。まずはその範疇で押さえておいて頂くと云う事で良いのではないかと思いますけども。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>今の問題、確かに根深いものだと思います。農地としての、いわゆる農地を守ると云う意味合い。それから地域住民の生活面も配慮してあげなければならないと云う見方と、二方面がある訳ですね。このあたりの折衷案を探さねばならんと云う事で。今局長も申しました様にですね。農地から外せば、それなりにまた違った利用目的でその土地が利活用出来る訳でございますので、そちらの方も良いのかなと云う風な捉え方だと思います。その他ございませんか。どうぞ、徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>3番の上浅津の件なんですけどね。これ、住所が西伯郡になっていますよね。で、遺産相続か何かされて申請者の土地になったと。浅津のね。浅津の親が持っていた土地を、この申請者が貰って今回申請すると云う事ですね？</p> <p>回答させて頂きます。申請のあった段階では、相続をしてその土地を引き継いだけれども、そもそも管理自体出来ないしと云う事で、処分を考える中で調べてみたら農地のまま残っていたと云う事が出て参りまして、現状も非農地の状態でありますから非農地証明をお願いしますと云うことで、申請が上がってきたものであります。</p> <p>ちなみに、この申請者名義に登記がなされたのが平成28年。登記原因が昭和48年相続。要は誰が引き受けるか決まらないままに、昭和48年以降。恐らく昭和48年にお父様が亡くなられて、整理がなされてなかったけれども、平成28年によりやく相続手続きを終えられて名義が変わったと。だけでも処分。自分が管理できないから処分を考えての話であります。</p> <p>ただ少なくともですね、私の方で見るところ、周りが宅地になっております関係で転用の申請漏れなのか、或いは転用申請をして許可を得たけども地目変更をしなかったのか、何れかなので</p>
--	---	---

<p>議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定 について</p>	<p>議長 徳岡推進委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>はないかなと思いますけども。そう云う事で残ってしまったのかなと。ただ欲を言えば、地籍調査がなされた段階で地目変更が出来ていれば、一番すっきりした形に出来たのだろうと、個人的には思います。まあそう云う事で回答させていただきます。</p> <p>良いですか？</p> <p>はい。</p> <p>その他ございますか。それではひととおり質疑も出尽した様でございます。それでは採決を行いたいと云う風に思います。議案第 42 号「非農地の現況証明」について、申請どおり認めることに賛成の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>それでは全員の方でございますので、議案第 42 号は、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 43 号「農用地利用集積計画の決定について」をお諮り致します。説明をお願いします。その前に議事参与の制限がございます。土井繁美委員、そして北野文夫推進委員、兩名の方は農業委員会法第 31 条第 1 項の規定に依るところによって退席をお願いします。</p> <p>《土井繁美委員、北野文夫推進委員 退席》</p> <p>それでは審議を続けます。議案第 43 号、改めて申します。「農用地利用集積計画の決定について」をお諮り致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 43 号「農用地利用集積計画の決定」について説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 29 年 12 月 15 日です。</p> <p>資料は、別添資料 2</p> <p>資料 2 の農用地利用集積計画書（案）で、頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借り人 61 、貸し人 94 です。利用権の設定期間はご覧の表のとおりです。設定作物等面積は、水田として利用が 202,380 m²、樹園地として利用が 7,441 m²、普通畑として利用が 10,637 m²です。利用権設定面積率は 1.581%でございます。各筆明細をご覧くださいと、契約の終期を 12 月 31 日としています関係で、ほとんどが更新でございます。</p> <p>以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p>
---	--	--

議案第 44 号 平成 30 年農業労働賃金等標準額の決定について	議長 事務局	資料説明の時に、利用権の設定期間のトータルで良いから説明して。 じゃあトータルだけ、すみません。3 年未満の契約が 8 件で、面積 22, 033 m ² 、3 年以上 6 年未満契約が 89 件で 182, 129 m ² 、6 年以上 10 年未満契約が 9 件で、16, 296 m ² でございます。
	議長	それでは説明が終わりましたので、それぞれ皆さん各筆明細をご覧頂きまして、それぞれお尋ねがございましたら発言をお願いしたいと云う風に思います。しばらく時間を取りますから、資料をご覧ください。
	事務局	新しい委員さんが 10 名おられるから、右端の所の補足説明をして。 恐れ入ります。補足説明をさせていただきます。各筆明細の右側、欄外に「新」だの「認」の「更新」とかと云う風にかかせて頂いておりますけれども。「新」はこの度から新しく契約を結ばれると云うのが「新」。で、これまで契約していたものを期限が来たので新たに結び直す更新は「更新」と書いておりますけれども、「認農」と云うのは認定農業者の方が、引き受ける方が認定農業者の場合には「認農」と云う風にかかせて頂いておりますので、更新でしたら「認農 更新」となりますし、この度新たにと云うことになると「認農 新」と云うことで、認定農業者の方が判る様にさせて頂いております。
	議長	はい、参考にしてご覧頂きたいと云う風に思います。では、そろそろ参りましょうか。皆さん質疑はございますか。お尋ねがございますか。どうぞゆっくりで良いですよ、件数が多いので。お尋ねのある方は、それぞれ順次手を挙げてください。 はい、それではお尋ねはございませんか。無い様でございますが、申請どおり認めることにご異議無いかな。それでは採決を行います。各筆明細ご覧頂きまして、湯梨浜町農用地利用集積計画を申請どおり認めることにご異議の無い、賛成しますと云う方挙手をお願いします。 《全員賛成》 全員の方でございますので、それでは議案第 43 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案どおり認めることと致します。 《土井繁美委員、北野文夫推進委員 着席》 続きまして議案第 44 号「平成 30 年農業労働賃金等標準額の決定について」を審議します。それでは説明をしてください。 議案は 6 頁になります。議案第 44 号「平成 30 年農業労働賃金等標準額の決定」について説明

	<p>議長</p> <p>徳岡推進委員 議長</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>議長 事務局 議長</p>	<p>します。次のとおり、平成 30 年農業労働賃金等標準額について、本委員会の決定を求めるものです。</p> <p>資料は 6-1、6-2 頁</p> <p>6-1 が平成 30 年農業労働賃金等標準額表の（案）、6-2 が前年との比較表です。</p> <p>農業労働賃金等標準額につきましては、毎年農協の湯梨浜営農センターに照会を掛けまして、その報告に基づいて農業委員会で審議して決定しております。</p> <p>6-2 の比較表の方をご覧頂きまして、昨年と比べて変更のあった項目を着色しておりますけれども、ロールベラーの金額が変わっています。また機械オペレーター賃金については額の変更はありませんけれども、農協ではバックホーを所有していないと云うことで、バックホー使用料を削除したとの報告を受けております。それ以外につきましては特に、農協から特段の説明は受けておりません。以上であります。</p> <p>それではこの平成 30 年農業労働賃金標準額でございますけれども。これは今局長が申しました様に、事前に関係各位の方へ打診をしております。特に農協関係でございますけれども。そう云ったところに打診を致しまして、大きく変わるところについてはですね、それなりの理由を申し加える。そしてこちらの方へ報告してくださいと云う風なことで、お願いをしております。そう云った中で何か所か変わっておる所がございますが、この表を見て頂きまして、皆さんの方からお尋ねがございましたら、お願いをしたいと云う風に思います。この額のみならず、ですね。この表の表現方法と云いますか、そう云った文言等もこうした方が分かり易いじゃあないとか、色々皆様方のご提案がございましたらお聞きしたいと云う風に思います。それでは、皆さんの方からご意見のある方は挙手をお願い致します。</p> <p>はい。</p> <p>あっ、どうぞ。失礼しました、徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>あの、変わっている所を見ますと、ロールベラーが 200 円上がっていると云う事なんですけれども、慎ましい値上げですが根拠は何かありますでしょうか？</p> <p>はい、それでは事務局どうぞ。</p> <p>大変申し訳ありませんが、根拠は分かりません。</p> <p>はい。横川委員どうぞ。</p>
--	---	--

	横川委員	<p>はい。5番横川です。その件に関しまして、私、水田作協議会の方の役員をさせて頂いてまして、つい先日この会合がありました。その時に出て来ている事を報告させて頂きます。まずこのロールベラーに関してですが、他市町村の比較表と重ね合わせて協議致しました。</p> <p>北栄の方が大々的にやっています。ただ北栄の方に関しましては、大型のトラクターにくっつける大型の機械と云う形でやっている分で、値段が高くなっているんですわ。それから近年の諸事情。特にメーカーから送り出してくる紐代です。この紐代が、昨年から今年にかけてぐっと上がりました。私等もコンバインを使っております関係で、結束がまだまだ多いです。結束の紐代も上がったもので。</p> <p>ただ、これに関しましては、カッターが多くなってロールベラーの方が多くなったと。その作業の方で、カッター作業の方だけですから紐代はそんなには、コンバインに関してはいらないと云うことが出たんですけど。ロールベラー掛ける時にどうしても紐で絡みますね。この絡んだ時の紐って、かなり使うんですわ。で、10アール当たりの紐代にしても、値段の方が上がったと云うことで、この4,800円から5,000円の方に値上げさせて頂いたと云うのが、これの分の説明であります。以上です。</p>
	議長	<p>はい。今やり取りをしておられますけれども、いわゆる受委託の、双方のですね。双方の意見を絡み合わせて、こう云うものは作って行かねばならないと云う事もございますので、今の様なご意見がありましたら、また他の方もご意見を出して頂きたいと云う風に思います。</p> <p>で、私の方から提案でございますけれども。果樹の方ですけれども、皆さま方の方もご意見有ると思いますけれども。果樹欄を作っているのは湯梨浜ぐらいしかないんですよ。ただ、湯梨浜はずーと従前からこれを作っておまして、これも参考になるからぜひ抜いてもらっちゃ困ると云う風なことで、ずっと続いては来ておりますけれども。ま、その辺の絡みもですね。</p> <p>例えば果樹のSS防除50,000円と云う風でございますけれども。これも積算根拠がちょっとまだ。それなりには出しておるようでございますけれども。減価償却等々を見ながら出しておると云う風なことでございますので。まあ、それもありなのかなあと云う風には思っておりますけれども。</p> <p>それからビニール張りとか棚張りとか。ビニール張りなんかは特に、丸一日と云う様なことになるかな？</p>

	横川委員	<p>面積によりけり、長さによりけりです。あっ、すみません5番横川です。それに対しての補足です。面積に関しましても、それから建ててある、この連棟ですね。この連棟の具合にもよって時間が短縮される場合もありますし、長くなる場合もありますし。</p> <p>基本、私等がやっておりますのは、朝8時に掛かりまして夕方5時頃までには何とか完了したいと。で、30アール。私が受け持っておるのが20アールと30アールです。で、この分を比較すると、園主が始めに、谷間にビニールを張っているのが20アールの所なんですわ。そこの所は8人役くらいで、昼の2時くらいには終わってしまいます。ただ、もう一件の30アールと云うのは、皆さんが集まってからビニールを広げてから、今度はバンド替えしてそこから張りに掛かるというので、通常で5時半、下手すれば6時くらいまで掛かることもありますね。</p>
	議長	<p>この場合は、今提案したいのは、尚更に8時間と云う風な、こう云った風なこの表現方法ではなくて、例えば1時間で1,500円とか、と云う表現の方が却って利用し易いじゃないかと思ったりしていますが、どうです？</p>
	横川委員	<p>時間単位で？私等は時間単位では。まあ1日。怪我さえしなかったら指一本（注）と云う、暗黙の了解があるんですわ。（注：指一本は10,000円のこと）</p>
	議長	<p>2時に終わっても1日？</p>
	横川委員	<p>指1本でやってます。</p>
	議長	<p>なんだか、えらいぼっこだな。</p>
	横川委員	<p>ですからこの、農業委員会が出されている、ビニール張りの分ですね。12,000円となっている。これはあくまで目安として、それから後は園主との話し合いですね。ただその何は、まあ、あれですけど、慰労会とか、途中の弁当代とか、そう云うのが含まれると云う形で。逆算すれば、多分このくらいの値段にはなるのではないのでしょうか。土井委員の所はちょっと分かりません。どう云う風にやっているかとか。私は張るだけですから。</p>
	議長	<p>いやいや、やっているやり方ではなくて、表現方法が8時間で12,000円と云う表現。表記するのか、それとも上の「交配」とか「袋掛け」みたいに1時間で、例えば特別な技術作業だから、これを案分すると1,500円になるから、1時間に1,500円と表記した方が良いのか。どう思います？ではちょっと土井委員にご意見を聞いてみます。</p>
	土井委員	<p>私はまあ、してもらおう方ですから。そりゃまあ8時から集まってもらったって、朝露が有った</p>

	<p>議長 土井委員 議長 土井委員 議長 河井推進委員 議長 河井推進委員 議長</p> <p>土海委員 議長 土海委員 議長</p> <p>土海委員 事務局 議長 事務局</p>	<p>らちょっとだけ待ってもらわんといけませんし。風が吹いたら休憩せないけませんし。雨が降れば中断せないかんし、と。私としては、してもらう方だから、安いに越したことない。</p> <p>安くは無いと思うんだが。ただ時間が。</p> <p>実働になれば、時間の方が安くなると。</p> <p>ああ、なるほど。</p> <p>3時に終わってもしょうがない。お世話様と。</p> <p>他の人はどう？どう思われる？他にそう云った類は無いかな？</p> <p>私ちょっと分かり難いんだけど、このビニール張りと言うのはブドウもでしょう？</p> <p>ブドウもですね。ブドウも当然適用されると思いますね。</p> <p>ちょっと分かり難いけど、梨ばかりじゃなくブドウもあるし、場所もあるし。</p> <p>じゃあ、ちょっと私の方から。今年はこれで行って、この次はまた考えてもらうと。表現方法を。と云うことにしましょうか？そう云う風に添えましょうか？こちらの方からも。私共で金額が、高いだ安いだと云うのはなかなかね、言い難い所もありますので。表現方法もちょっと変えるなり。</p> <p>それからオペレーター賃金の所ですけれども、バックホー使用料と云う、これを切ったと云う事で。これもよろしゅうございますね？変更した所ですけれども。ですからシンプルになっております。30年の所を。備考欄が。良いですね？こんな様な所で。また細かい所は。はいどうぞ土海委員。</p> <p>ここの所で、バックホー、SSってありますね。</p> <p>SS、はい。</p> <p>これも対象と云う事ですか？</p> <p>さあ？SS。どうなの？上とねえ、それから下から3番目のこれとの整合性が。その事をおっしゃるんだな。</p> <p>単品で考えると。単独で考えたら、機械を借りてと云うのだったら、こうかなと思いますけど。ちょっと補足を。</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>まず機械オペレーターの方は農協の方が、バックホーのオペレーター、それからスピードスプ</p>
--	---	--

	<p>議長 事務局 議長</p> <p>土海委員。 議長 土海委員</p> <p>議長 横川委員</p> <p>他の委員等 横川委員</p> <p>議長 土海委員</p>	<p>レイヤーのオペレーターと云うことで、そう云う風な表現をと云うことで連絡して来ております。と云う事は、単純な話、機械オペレーターと云うのは、物があって「機械はこれを使ってくださいね。あなたに作業をして頂きたいので、機械を用意していますから使ってください。」と云う、そう云うオペレーター代で、果樹の方にある果樹SS防除は、言ってみれば「薬剤代よりは準備しますから、あなたが持っている機械で防除してもらえませんか。」と云う、そう云う風な意味合いだと云う風に事務局は捉えていたんですけれども。</p> <p>じゃあ、下から3行目はまるまる委託作業か？</p> <p>そうですね。</p> <p>上の分については、運転手代だけと云う意味合いだな。それで、この書き方で分かるかな、皆さん。私等はこうやって検討してるので分かるけども。外の人が分かるように表現してあげないといけないから。</p> <p>それと。良いですか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>コンバインの関係で、他地区に移動する場合ですね、機械を。その事についての協議がありましたでしょうか？と云うのはね、1軒とか2軒とかの所に行くと、運送を掛けると4,000円なり片道掛かる訳ですわね。そう云う事の問題点とか出てなかったでしょうか？</p> <p>えっと、じゃ横川さん。そのあたりのこと補足説明できますか？そういった話出た？</p> <p>回送代？この回送代に関しましては、私ども水田作協議会の方で取り決めしてありまして、場所に、地区によってはその袋をお借りしてその園主が持って行くと云う場合もありますし。</p> <p>ちがう。機械の話、機械の話。コンバインの回送、自動車を借りて。</p> <p>ああ、その回送に関しましては、各機械の所有者。オペレーターですね。オペレーターと云うか所有者が負担すると云う形になっていますね。</p> <p>ああそうか。そのあたりはちゃんと、コンバイン組合の方はちゃんと。きちんと出来てる？</p> <p>それが、我々の役員さん。役員ですけども。ちょっと今回欠席していたもので。まだ、その、貰わないといけないんじゃないかと云う、その、会員さんから話が出てきたもので。ちょっとまあ、私もコンバインの部会の役員ではあるんですけども、欠席してたもので。それで出るまでに話が合ったのかなと。</p>
--	---	---

横川委員	自分が一度使った時には、ここからここまで運んでくださいと云う事で。使った時に、この、キャリアカー。キャリアカーの一回の使用料が4,000円です。4,000円で、それにオペレーター代が、その運転手代が含まれるんですわ。
他の委員	ん、ちょっと違うぞ。
横川委員	えっ、4,000円じゃなかった？
河井推進委員	あのね、じゃあ私から。私も水田協議会の会合に出ていたものでして。今のね、台車って、全然話が無かったんですわ。だから初めて今ここに出たんですけれどもね。それは確かに必要だけど、出来たら、まあ今決めたんですから。話が出なかったんですわ。台車で運ぶのは。ただね、個人的には、まあ、何ぼか払うとか云う事で。それは両者で話し合いみたいな形でやって行ってもらおうと云う事で。だからここには載せてないんですわ。両者で。だから取る所もあれば取らない所もあるし。ただ、今言う様に、「ここに載せた方が良いじゃないか」とか云う事は、今のところ話は出てなかったですわ。
土海委員	この場で割り入ってあれですけども。
河井推進委員	前の時の話に。
土海委員	水田作協議会の方に、来年度。
河井推進委員	そうですね、来年度。
土海委員	話をしてもらおうと。
議長	来年度の検討課題と云う事にしましょうか？はい。来年度、では、その事についてはコンバイン組合、水田作協議会の方で話題を、ちょっとテーマを出して頂いて、良い落とし所を探していただくと云う事に致します。それを、また私どもの方で、また、承認なり伺うなり、「いや、それはいけないんじゃないの」とか。また、その場で意見をこうやって出し合いと云う事に致します。じゃあ、来年の検討と云う風なことで。
河井推進委員	来年もだけどね、他所は無いからね、回送の事は。それでまあ言ってる訳で。最終的にはこの、書いてあるでしょ下の方に。「この標準額を基本に」ね、両者で話し合えと書いてありますから、あえて言っても良いか知らんけど、他所は無いからね。それでここだけが。また、作ってないですわ。
蔵本職務代理	あの、良いですか。

<p>議案第 45 号 地籍調査事業に伴う地目の変更について</p>	<p>議長 蔵本職務代理</p> <p>河井推進委員 蔵本職務代理 他の委員等 議長</p>	<p>はい。</p> <p>あの、湯梨浜町の中の。今年から石脇はコンバイン買ったよな？今までは東郷水田作の方から誰かにキャリアカーで運んでもらって、する時に、面積がまとまれば助かるって言っても、確か2町くらいしかないもんで。1町くらいしか無かったりするもんで。半分、折半にしたこともありますし、面積がまとまれば全額コンバインの持ち主が払ったりもしていたんですけれども。少ない時にはお互いに話し合っ。これ、決めることが出来んのです。はっきり言っ。ね。</p> <p>これ、下に書いてあるんでね。来年にと云ってもまた同じ話になっちゃう。</p> <p>よう決めんと思うんです。</p> <p>色んなパターンがある。</p> <p>ちょっとこの場では、協議する内容ではないんだろうな。はい、ちょっとこの件は深い問題です。ので、またあの。誰かが負担せねばならん事になります。それをじゃあ、水田保有者が全額見るのか？また、コンバインが全部見るのかと色々あります。これ、水田作の方でまたちょっと、話して、持ち出していただけますでしょうかね？まあ、答えがなかなか出せないけれども。ちょっとまあ、話だけでもね。</p> <p>はい、それでは色々ご意見が出ました。ちょっと時間が押しております。進めたいと思いますけれども、他にご意見ございますか？このテーマについて？良いですか？それでは意見も出揃った様でございますので、採決を行います。「平成30年農業労働賃金等標準額の決定」につきまして、賛成の方挙手をお願いします。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>それでは原案どおり、これを認めることと致します。当委員会につきましてはこれを、案を認めることと致します。</p> <p>続きまして、議案第45号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を審議いたします。まず地目の変更についてですが。議案第45号につきましては、この前申し上げました、山田隆雄推進委員、倉本哲男推進委員につきましては関係がございますが、ございますが、地元の事情をよく御存じでございますので、これは議長の判断でございますけれども、敢えてこの席に同席して頂きたいと云う風に思っております。法的には出ていただく事になるかとは思いますが、敢えて山田隆雄推進委員、それから倉本哲男推進委員には同席をして頂いて、審議の中に入</p>
--	--	---

	事務局	<p>っていただくと云う事を、議長の方から皆さん方をお願い致したいと思いますが、よろしゅうございますか？</p> <p>《全員賛同》</p> <p>はい。それではその様に進めさせていただきます。議案第 45 号「地籍調査事業に伴う地目の変更」について、説明をお願いします。</p> <p>はい。議案第 45 号「地籍調査事業に伴う地目の変更」について説明します。地籍調査事業に伴う地目の変更について照会のありました別紙土地について、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は別添資料 3-1 から 3-7</p> <p>別添資料ですけれども、資料 3-1 から 3-4 と 3-6 が、藤津 から 羽衣石 それぞれ大字毎の農地から非農地への変更。それから資料 3-5 が 藤津、松崎、中興寺、久見におけます、非農地から農地への変更でございます。資料 3-7 は対象箇所農地変更調書附図、図面でございます。</p> <p>このたび審議いただくのは、地籍調査の結果、田や畑から山林・原野などに農地以外へ地目が変わるもの。農地以外の地目から畑へ変わるものがあるため、調査結果どおりに地目を変更することについての可否を判断いただくものであります。</p> <p>それで、資料 3-7 の 1 頁目をご覧くださいませでしょうか。1 頁目の水色が農地から非農地、田んぼや畑からそれ以外に変わるもの。黄色が非農地から農地として着色してありまして、次の頁 1-1 は航空写真で、概ねさっきの頁と同じくらいの縮尺にしております。さっきの頁よりはちょっと広めでとっていますけれども。</p> <p>まず 1-1 の図面を見て頂きますと、説明しますけれども、赤い網掛けが H28 年、昨年までの農地パトロールで B 分類の再生困難な荒廃農地と判断された場所ですので、この赤い所と前の頁と見比べて頂きますと、地籍調査、地籍調査で筆の形が変わっている所もあるかも分かりませんが、その土地の状況の様子分かるのではないかと思います。</p> <p>ちなみに、資料 3-7 の 10 頁以降は羽衣石の図面なんですけれども、測量会社が違うために、こちらは黄色が農地から非農地へ変更するもの。それで水色は水路やため池、いわゆる青線になります。で、茶色が道、いわゆる赤線ですね。という様な表記でなされております。で、図面をご覧くださいまして、別添資料 3-1 から 3-6 までの現況確認表の各筆の判断をいただければと云う風</p>
--	-----	---

<p>議案第 46 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について</p>	<p>議長 山本正義推進委員 議長 山本正義推進委員 議長 事務局 山本正義推進委員 事務局 議長 事務局</p>	<p>に考えております。以上でございます。</p> <p>はい。</p> <p>ちょっと聞きたいですけども。</p> <p>はいどうぞ。山本正義推進委員どうぞ。</p> <p>ちょっと分からないので聞くですけども。ここに出てるですけどね。出てるけども、本人の、その家は誰も居ないと云う事になれば、どうなるのかな？</p> <p>はいどうぞ、説明してください。</p> <p>はい。これはあくまで地籍調査から挙がって来てるもので、その取扱いをどうするは地籍調査の担当が考えることでありまして、今ここで云々すべき事ではないので、とりあえずそれは棚上げをして置いてください。現実的にはもちろん、管理者の居なくなっちゃった土地については地元でね、何とかせにゃいかんじゃないかとの話は当然出て来る事ですけども、今判断すべき事ではないものですから、ちょっとそれは棚に上げて置いて頂いて、地籍調査に任せていただくと云う事で。</p> <p>はい。</p> <p>お願いします。</p> <p>はい、良いですか？その他にございますか？それでは採決を取らせて頂きます。議案第 45 号「地籍調査事業に伴う地目の変更」について、これを原案どおり認めることに賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい、全員の方でございますので、原案どおりで決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、議案第 46 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について」を審議いたします。説明をお願いします。</p> <p>はい。議案第 46 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定」について説明します。農業委員会等に関する法律第 7 条の規定に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、本委員会の決定を求めるものです。</p> <p>資料は別添資料 4</p> <p>お配りしています、別添資料 4。</p>
--	--	---

<p>4 報告事項 報告事項 第1号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>これ、局長。別紙のとおりと書いてあるけれども、別添資料何番と書いた方が良いでしょう。この次で。</p> <p>大変失礼いたしました。資料4、A4縦のものになりますけれども、こちら湯梨浜町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）を見て頂きますけれども、先月の定例総会で指針の文章案を提案させて頂きましたけれども、修正等に関する皆様からのご意見はございませんでしたので、文章につきましてはそのまま採用しております。</p> <p>それで、各表の数値については、産業振興課の各担当と協議を致しまして埋めさせて頂きました。今総会での決定の上、指針を告示することとなりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>目標を平成35年3月までと云う設定のもとに、こう云う風にしては如何だろうか？或いはこうなるんじゃないかと云うところで、数字を、協議の上入れさせて頂いております。以上であります。</p>
	<p>議長 事務局 議長</p>	<p>えー、説明がございました。これは3年後の目標と云う捉え方で。</p> <p>3年後の目標、それから5年後の目標と云う事で。</p> <p>3年後、それから5年後と云う事で数字がございました。皆さんの方で質疑はございますか？まあちょっと、なかなか数字的などところで。じゃあどうだと云う様などところで、なかなか言い辛い面もあろうかと思っておりますけれども。</p> <p>とりあえず採決を取らせて頂きます。よろしゅうございますか？それでは議案第46号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」でございしますが、原案どおり認めることに賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員の方でございしますので、議案第46号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定」については、原案どおり認めることと致します。以上で議事は終結致しました。</p> <p>それでは報告事項に入ります。報告事項は1号2号3号とございます。それでは一つずつ消化して行きたいと、検討して行きたいと云う風に思います。報告事項。まず第1号。それではお願い致します。</p> <p>報告事項 第1号「農地転用現況確認状況について」説明します。次のとおり、農地転用現況</p>

		<p>確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p> <p>番号1 転用者 宮内●●、土地の所在 はわい長瀬——、地目 畑、面積 192 m²、転用目的は、ガソリンスタンド店舗の敷地拡張で、許可指令年月日及び許可番号は記載のとおりでございます。確認書交付年月日は H29. 11. 8、9 月 30 日に整地工事が完了したものです。</p> <p>番号2 転用者 長江●●、●●、両名の共有で申請が出ておりました。土地の所在 大字 長江——、地目 畑、面積 108 m²、同じく大字 長江——、地目 畑、面積 358 m²、転用目的は一般個人住宅で、許可指令年月日及び許可番号は記載のとおりでございます。確認書交付年月日は H29. 11. 9、同年 5 月 30 日に基礎工事が完了したものでございます。以上です。</p> <p>はい。もとよりこれは報告事項でございますので、ご了解をお願い致します。現況を確認し、確認書を交付致しております。ただ、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ発言をしてください。はい、よろしいですか？はい。</p> <p>それでは報告事項第2号に移ります。説明をお願いします。</p>
<p>報告事項 第2号 公共事業の施工に伴う農地 転用報告について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>報告事項 第2号「公共事業の施工に伴う農地転用報告」について説明します。次のとおり、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>資料は 10-1 から 10-3 頁</p>
<p>報告事項 第3号 指定公共機関が行う災害復 旧に伴う農地転用報告につ</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>番号1 届出人 東伯郡琴浦町(株) ●●、土地の所在 はわい長瀬——、地目は台帳現況とも 畑、面積 1,316 m²、工事の所管課等は附記に記載のとおりですけれども、鳥取県中部総合事務所農林局地域整備課。工事名は、羽合浜地区特定管水路(主幹線排水路)工事で、転用目的は工事資材置き場で、具体的には土砂の仮置き場、材料の置場、仮設事務所と云う事になります。で、工期が 11 月 8 日からは来年 30 年 3 月 23 日までと云う事が出ております。以上であります。</p> <p>はい、これも報告事項でございますので、ご了解をお願い致します。公共事業の施行に伴う農地転用でございます。皆さんの方から、念のため、お尋ねがございましたらお尋ねをお願い致します。</p> <p>はい、それでは無い様でございますので、報告事項第3号に移ります。それでは説明をお願いします。</p> <p>はい。報告事項 第3号「指定公共機関が行う災害復旧に伴う農地転用報告」について説明し</p>

<p>いて</p> <p>5 その他</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>ます。次のとおり、農地法施行規則第 29 条第 17 号に規定する、災害対策基本法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関が行う非常災害の復旧について、農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>資料は 11-1</p> <p>番号 1 届出人 鳥取市●● (株) ▲▲、土地の所在 大字 長和田—— 外 9 筆と云う事で一覧表をご覧頂きたいと思っておりますけれども、地目、面積の詳細は記載のとおりで、合計面積は 3,065 m²の内 828 m²でございます。</p> <p>指定公共機関は 西日本旅客鉄道株式会社、J R 西日本ですね。事業の名称は 鳥取県中部地震災害復旧です。報告書の提出が 11 月 17 日となっておりますのは、事業者が農地法の手続きを知らなかったものですから、長谷川会長の方から業者へ指導を行いまして、報告書の提出を促したことによるものであります。</p> <p>で、指定公共機関が行う災害復旧につきましては、いわゆる農地転用の許可不要と云う事になるんですけども。この指定公共機関と云うのが、災害対策基本法第 2 条第 5 号で総理大臣が指定をすると云うものでございまして、その指定されている公共機関。例えば放送会社であったり、あるいは運輸関係それから小売業等も指定公共機関というものに入っているんですけども。J R 西日本ですから、当然に指定公共機関に入っていると云う事で、所定の手続きによりまして農地転用許可は不要になるものですから、正規の手続きを行いなさいと云う指導の下に、これが提出されたものと云う事になります。以上であります。</p> <p>はい。報告事項第 3 号につきましても、あくまでも報告事項でございます。ご了解をお願い致します。お尋ねがございましたら、お伺いを致します。よろしゅうございますか？それでは以上で報告事項を終わります。</p> <p>続きまして、その他に入ります。1 月定例総会。1 月定例総会の件について説明してください。</p> <p>○1 月定例総会</p> <p>1 月 10 日 (水) 午後 3 時 00 分より</p> <p>○1 月の農家相談会について</p> <p>1 月 18 日を 1 月 25 日 (木) へ変更</p> <p>担当：山下昇委員、山上委員、河井推進委員</p>
------------------------	----------------------	---

6 閉会	議長	<p>12月の農家相談会は、12月21日（木）9:00～12:00 担当：土井委員、横川委員、尾川推進委員</p> <p>○平成29年農地賃借料情報について 平成29年1月から12月までに契約、利用権設定の公告がなされたデータの公表</p> <p>○県外視察研修に係る各委員・各推進委員の研修報告書について</p> <p>以上をもちまして、総会を終了します。</p> <p>（閉会 午後4時35分）</p>
------	----	---